

四 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案	現行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商 品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融 商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第 六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに 同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除 く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品 の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特 例業務届出者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同法第 百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同 条第十一項に規定する役務の提供</p> <p>六～四十九（略）</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十 六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商 品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融 商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第 六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに 同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除 く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品 の販売若しくは役務の提供及び同法第百五十六条の三十八第一項 に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する役務 の提供</p> <p>六～四十九（略）</p>